

第2回香南市農業委員会議事録（平成31年2月）

1. 開催日時 平成31年3月4日（月） 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（35人）

農業委員（18人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

8番近森一夫

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 2番横田 榮介 3番野島 利英

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局次長 立仙 泰章
農業委員会事務局主任 高橋 優子

7. 会議の概要

議長 定刻になりましたので、ただ今から第2回香南市農業委員会を開催致します。

弥生3月、桃の節句を終わり日一日と温かい日差しとなってきました。田んぼでは乗用トラクターが音を響かせ、畦塗、田起し、代かき等圃場を動きまわっています。農作業のお忙しい中、ご出席ご苦労様です。最初に本日の出席人員の報告を願います。

(開会 13時30分)

事務局 本日の出席者は農業委員が18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
本日欠席の連絡がありましたのは近森委員さんです。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。2番横田委員、3番野島委員を指名いたします。両委員さんよろしくをお願いします。
それでは、本日は現地案件がございますので、バスの方に移動していただきたいと思います。

(現地 13時35分～14時15分)

(休憩 14時15分～14時30分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。現地お疲れさまでした。

(再開 14時30分)

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号8番の説明を致します。

申請地は香我美町中西川字大北3048番。地目は田、面積1,083㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号8番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号9番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字朝顔2328番。地目は畑、面積は737㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号9番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 別段ありません。

事務局

続きまして、受付番号１０番の説明を致します。

申請地は香我美町中西川字前中村１３７８番他２０筆。地目は田が７，８２４㎡、畑が２，３５７．４２㎡、合計１０，１８１．４２㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。

この案件は１２月の農業委員会で申請がありましたが、その際、耕作できる農地とそうでない農地を分けて再度申請して頂いたらどうかというご意見や、農機具や実際に営農できるのかといった懸念から不許可となっておりました。

今回、非農地については、非農地申請が提出され、協力者からも書面で協力を確約する旨の書面が提出されています。それにつきましては添付してあります補足資料のとおりです。

また、現在営農中の農地につきましても、農業委員、推進委員にもご確認いただいております。

受付番号１０番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば１０番農業委員さんお願いします。

１０番

事務局の説明どおりで、個人的には問題ないと思いますが、面積の方が大きいのと再申請ということで、ご審議お願いしたいと思います。

事務局

続きまして、受付番号１１番の説明を致します。

申請地は野市町下井字丸３２０番１他２筆。地目は田、面積は３，５９０㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号１１番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば１４番農業委員さんお願いします。

１４番

事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局

続きまして、受付番号１２番の説明を致します。

申請地は野市町土居字コノミ１３３７番１。地目は田、面積は４９５㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号１２番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば１７番農業委員さんお願いします。

１７番

補足はありません。問題ないと思います。

事務局

続きまして、受付番号１３番の説明を致します。

申請地は野市町上岡字久保２４４３番１。地目は田、面積は２９７㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号１３番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば１４番農業委員さんお願いします。

1 4 番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 1 4 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ムノ丸 1 1 2 4 番。地目は田、面積は 1, 0 5 7 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 1 4 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さんお願いします。

1 4 番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 1 5 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ムノ丸 1 1 2 9 番。地目は田、面積は 1, 6 7 2 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 1 5 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さんお願いします。

1 4 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

1 2 番 1 4 番と 1 5 番の案件ですが、譲受人の自作面積が今回の取得面積を併せると 3 5 0 0 0 m²くらいになりますが、自分で全て耕作しているのか、それとも他に耕作を手伝っていただいているのかその状況はどのような状況ですか。

1 4 番 譲受人は、不動産業の仕事はすべて息子さんに任せており、自らがすべて耕作しています。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3 条 8 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 2 番の説明を致します。
これは、既に施工されているため始末書案件です。
申請地は香我美町徳王子字玉葛 3 7 0 9 番 4。地目は畑、面積は 2 5 m²です。
位置図および配置図は 1 ページ 2 ページ、現況写真は 1 ページをご覧ください。

申請地は自衛隊駐屯地から北西へ約 5 5 0 m に位置し、個人墓地とするものです。

周囲の状況は、南と西は原野および田、北は原野および山林、東は原野および畑です。

農地の区分としては、「甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、外周のコンクリート舗装部分は表土を 2 0 cm 取り除き、碎石厚 1 0 cm、コンクリート厚 1 0 cm に置き換えて元の高さに合わせています。墓石設置部分は盛り土 1 0 cm、碎石 1 0 cm で元の高さより 2 0 cm 高くしています。

排水につきましては、雨水のみですので現状どおり自然浸透させる計画です。

補足説明があれば 6 番農業委員さんお願いします。

6 番 この案件は、数年前に施工されておりました、ちょうどこの土地が技研の買収の対象になりまして、その関係上処理ができなかったということで、今回転用申請がなされたということで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。4 条 1 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで許可に同意し、意見書を付けまして知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 3 番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字湊標 1 7 3 8 番 2、外 1 筆。地目は田、面積は 3 3 2 m² です。位置図および配置図は 3 ページから 4 ページ、現況写真は 2 ページをご覧ください。

申請地は香我美運動広場から南へ約 2 0 0 m に位置し、個人住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西は道路、北と東は同意のある田、南は県道です。

農地の区分としては、1 0 h a 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の『集落に接続して設置されるもの』に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、周囲を擁壁で囲み、最大で 4 5 cm の盛土をし、駐車場およびアプローチはコンクリート敷き、建物周りは碎石敷き、その他の部分は土のまま利用する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに既設道路側溝へ排水する計画で中央東土木事務所と協議済みです。

補足説明があれば 6 番農業委員さんお願いします。

6 番 別にありません。

事務局 続きまして、受付番号 4 番の説明を致します。
これは先程現地を確認いただいた案件です。
位置図および配置図は 5 ページから 8 ページ、現況写真は 3 ページをご覧ください。
申請地は野市町西野字ヨノ丸 2 6 7 4 番 1、外 1 筆。地目は田、面積は 1, 8 1 7 m²の内 1, 0 4 4.2 5 m²です。
申請地は東部自動車学校から北東へ約 1 5 0 m に位置し、貸店舗を建築するものです。
周囲の状況は、西は宅地、北と東は香南市道、東は賃貸人所有地です。
農地の区分としては、街区の面積に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域内の農地で第 3 種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、北側の香南市道の高さに合わせるよう 7 0 cm ～ 1 0 0 cm 嵩上げをし、表面はアスファルト舗装、法面は表面をコンクリート仕上げ、法面下方に新設水路を設置する計画です。
排水につきましては、雑排水は公共下水道へ接続排水、雨水は、申請地北部分は北側の既存側溝へ排水、申請地南部分は新設水路を経由して東側と西側の既存水路へ排水、浸透枳を 4 個設置する計画で同意を得ています。
なお、本年 2 月 2 6 日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。
補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします。

1 8 番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 5 番の説明を致します。これも先程現地を確認いただいた案件です。
位置図および配置図は 9 ページ 1 0 ページ、現況写真は 4 ページをご覧ください。
申請地は野市町大谷字 コスゲン 4 1 4 番、外 3 筆。地目は田および畑、面積は 1, 0 2 2 m²です。
申請地は青少年センターから南東へ約 4 5 0 m に位置し、建売住宅を 9 戸建築するものです。
周囲の状況は、西は河川敷、北は同意のある田、東は宅地、南は一体利用地の宅地および山林です。
農地の区分としては、「甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第 2 種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、2 0 cm ～ 3 0 cm の盛土を行い整地、新設道路の表層はアスファルト舗装、その他の部分は土のまま利用する計画です。
排水につきましては、雑排水は合併処理浄化槽で処理、雨水は各区画へ浸透枳を 2 個設け、共に新設道路側溝から既設水路へ放流する計画で同意を得ています。
なお、本年 2 月 2 6 日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号6番の説明を致します。
申請地は野市町大谷字佐古田612番2。地目は田、面積は355㎡です。
位置図および配置図は11ページ12ページ、現況写真は5ページをご覧ください。
申請地は野市総合体育館から北西へ約200mに位置し、個人住宅を建築するものです。
周囲の状況は、南と西は譲渡人所有地、北は香南市道、東は同意のある田です。
農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、嵩上げは70cmで周囲を擁壁で囲み、表面処理は駐車場およびアプローチ部分はコンクリート仕上げ、その他の部分は碎石敷きとする計画です。
排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに北側既存水路へ排水する計画で同意を得ています。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声)
採決に入ります。5条4件、許可に賛成の方は挙手願います。
全員挙手ということで許可に同意し、意見書を付けまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号3番の説明を致します。
位置図および配置図は13ページ、現況写真は6ページをご覧ください。
申請地は香我美町上分字ヲドリイシ2135番。地目は田、面積は231㎡です。
申請地は平成元年頃から竹林化し、タケノコ収穫目的で購入したものの、そののち放置したまま現在に至っているものです。
補足説明があれば7番委員さんお願いします。

7番委員 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号4番の説明を致します。
位置図および配置図は14ページ、現況写真は7ページから9ページをご覧ください。
申請地は香我美町中西川字前中村1379番1、外16筆。地目は田・畑・原

野・山林、面積は5, 725㎡です

申請地は、申請者の父が生前に果樹栽培をしていましたが、急逝した昭和52年頃から耕作放棄地となり、原野および山林化して現在に至っているものです。

なお、この案件は3条申請の10番の案件の非農地部分です。

補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 別にありません。

事務局 続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は野市町東野字子ノ丸1437番1、外2筆。地目は田、面積は1, 798㎡です。

位置図および配置図は15ページ、現況写真は10ページをご覧ください。

申請地は平成元年11月1日、農政0435号で農地転用許可を受けて当時転用したのですが、地目変更をしないまま現在に至り、当時の許可証を紛失した為に非農地証明願いが提出されたものです。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでしたら採決に入ります。非農地証明3件、許可に同意される方、挙手を願います。

はい、全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。

事務局より説明を願います。

事務局 受付番号9番の説明を致します。

申請地は夜須町千切字カダイ726番1、地目は田、面積1, 090㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合により別の耕作者に貸付するとのことです。

続きまして、受付番号10番の説明を致します。

申請地は夜須町西山字三反地154番、地目は田、面積928㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合で、相続人と再契約の予定とのことです。

続きまして、受付番号11番の説明を致します。

申請地は野市町本村字笠松862番1他3筆、地目は田、面積1, 481. 29㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合で、相続人と再契約の予定とのことです。

続きまして、受付番号12番の説明を致します

申請地は夜須町上夜須字大久保西丸412番、地目は田、面積373㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合で、年齢等により作れなくなったとのことで、解約後は、貸す意思がないとのことです。

続きまして、受付番号13番の説明を致します。

申請地は夜須町上夜須字大久保西丸411番1、地目は田、面積888㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合で、年齢等により作れなくなったとのことで、次の耕作者は決まっているとのことです。

議長 事務局の説明が終わりましたが、農地法第18条による合意解約5件について、何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、採択に移ります。

農地法第18条による合意解約について5件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

それでは、おはかりいたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定41件、所有権の移転1件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め承認いたします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の件について、ご説明いたします。

1点目として、農地のあっせん申し出が1件ございました。担当地区の農業委員さんには資料をお返ししていますので、情報提供よろしくお願いします。

2点目として、建設課への道路占用の取り扱いに関する照会文書について、報告します。その前に、県道への側溝を利用して排水処理ができないかという意見がございましたので、そちらの方を先にご説明いたします。

県道の道路側溝は、道路の排水を流すための水路であり、一般の個人住宅用地等の排水を流すためのものではありません。そのため、道路側溝に流す計画は原則許可になりません。しかしながら、周辺において、排水を流す施設等がなくど

うしても道路側溝に流さないといけない場合等については、土木事務所は許可する場合があるということです。そういったことをご了承ください。

つぎに、建設課への道路占用について、縦断方向への道路占用の取り扱いについて、照会文書を出していましたが、その文書に対し回答がありました。

お配りしています資料をご覧ください。

照会内容の3点について、順次建設課としての回答がなされています。

1点目の照会内容については、水道管等のライフライン施設は許可しています。また、公共工事による排水施設や都市計画法及び市土地環境保全条例に基づく排水設備でも設置後公が管理する占用物について、公益性がありかつ合理的であると判断した場合許可する場合もあります。

個人専用の案件につきましては、維持管理上望ましくない面があるため、その必要性や地域性、整備に過度な費用負担が生じること等を総合的に判断し、やむを得ない場合には許可を行っています。

なお、今回の開発案件につきましては、個人占用・使用を許可するものではなく、既存鉄道施設並びに個人住宅の排水が赤線部分へ既に排水されている現状を踏まえ精査し、開発に伴う排水工事許可により整備し、設置構造物は市に帰属することとしています。

2番・3番の縦断方向への占用・使用については、上記等の理由により許可・不許可を定めた規則及び要綱はありません。

以上です。

議長

この件につきまして、何かご意見はありませんか。

ないようですので、その他の3番目について説明して下さい。

事務局

平成30年度農地パトロール利用状況調査結果最終報告について、ご説明いたします。

平成30年度は、1号・2号農地の集計で、476,799㎡となっており、前年度より約15,100㎡程度増加しています。山林・原野につきましては合計で、290,913㎡で、29年度より約282,000㎡程度減少しています。

これは、単純に山林・原野が解消されたというのではなく、調査区分の1号・2号農地の区分になったということです。

つぎに解消面積ですが、平成30年度が156,094㎡で、平成29年度との比較では、約33,000㎡ぐらゐ解消面積が増えています。

これは、調査区分や、個人の主観の関係もあり一概に解消したというのではなく、来年度はもう少し調査判定の見直し等をおこないたいと考えています。

パトロールに伴う利用意向者については、資料の2ページにお示ししているとおりの結果となっています。

中間管理事業を希望するという方については、県の方に資料をお回ししています。

後日、県の方より希望内容の結果が返ってきますので、個人の方に通知したいと思えます。

議長

この点について、発言のある方はお願いします。

12番

推進委員 農地パトロールの判定をした農地ですが、何年も休耕状態であるため、原野化している農地なんかもあり、そういった農地を元に戻すことはなかなか大変な状態です。そういった農地の持ち主から相談を受けましても今の制度では何にもできませんが、そういったところを市の方で何とかできるようにはならないでしょうか。

また、公社が借り受ける場合、どの程度なら公社が借り受けてくれるか自分たちとしても知りたいですが。

最近、香美市の方で休耕田を農業委員さんが個人で農機具等を持ち寄り、耕作できるようにみんなで取り組んだという事例がありましたと思います。

議長 立仙次長説明を。

事務局 農業公社が中間管理事業を行うにあたり、どの程度の農地だったら受け付けてもらえるのかということですが、実際農業公社も借りるだけの事業は取り組んでいないという状況です。農地を借りれば賃借料を払わないといけないので、借り手が不確定な場合には、農業公社としては事業の対象にはしていないということです。面積的な目安としては、1反以上の農地を基準に考えていまして、それよりも面積が少ない場合等については農業公社に相談していただきたいということです。

荒廃農地を元の状態に戻すための補助金等の制度のことかと思いますが、その補助金も平成30年度で廃止される予定です。

また、今までの補助金も借り手が自己負担額を支出しないといけない制度なので利用状況はないというところです。

いま現在、荒廃農地等を元に戻す制度があるか調べてもらったところ、多面的機能支払交付金制度があり、その制度を利用すれば耕作放棄地の管理をする費用等にも支出できると聞いています。

事務局 もう一つ報告しておきたいことがあります。

野市の自動車学校の東側でアパートを建築する案件があったと思いますが、当委員会では、排水処理をすべて西側の水路に排水する計画であれば、許可相当という結論で県の方に進達していましたが、県の方としては農業委員会の意見は尊重するが、開発者の方から排水計画の見直しをされ、開発に係る排水は西側の方に流す計画なのですが、元々農地として流れていた部分については、従来どおり東側の排水施設に流す計画に変更になりました。この内容で開発の審査会としても承認を受け、県の方にもその計画を出し、県の方は当市の意見があるすべての排水を西側の水路に流せない理由等を出して欲しいということで、業者にも連絡しましたが、最終的には、排水は西側と東側の2本の排水処理をすることで、2月26日付けで転用の許可がおりてきています。それと、西側の農地の所有の方が、この事業に対して同意しないというふうな説明を行ったところですが、私の方で説明しました、「自分の言い分を全て聞き入れてもらったとしても、この転用事業には同意しない」という説明を行いました。私の方は実際転用者からはそのように説明を受けていましたが、西側の農地の所有者の方が農業委員会の議事録を見て、そのような話はしていないということで、この部分について、訂正して欲しい等申し入れがありました。以上、報告いたします。

議長 報告ですが、質疑はありますか。１２番委員。

１２番 先程の話を聞きますと、委員会としては意見を県の方に出していますが、県は委員会と違う答えを出してきましたが、そういう時は委員会としてどのように責任というか、そのような点はどうなりますか。委員会としては、排水は西側の方に流して欲しいとの意見書を出しましたが、建設課の開発審議会では東側と西側の両方に流す計画で了承し、県の方もその計画で了承しているということですが、農業委員会の意見と、審議会の意見が違いますが、委員会の力としてはどこまであるのですか。県と、開発審議会が決まれば委員会の意見としては無視されているようにも思いますが、最終的に県が決めたことに対しては、それ以上意見等言うことができないのですか。

議長 休憩にします。
(休憩：１５時３０分～１５時５９分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(再開１５時５９分)

議長 他にその他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第２回の香南市農業委員会を終了いたします。なお、次回の農業委員会は、４月２日の午後１時３０分からこの場所で行いますので、よろしくお願いします。どうもお疲れ様でした。

(閉会 １６時００分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長